

第102回安来市議会定例会 9月定例会議 地域振興委員長報告

令和6年9月24日

去る9月2日に開議された本会議において、本委員会に付託されました議案について、9日に地域振興委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果と経過について報告します。

まず審査結果については、議第95号、議第96号、議第98号、議第99号、議第101号、議第102号の議決案件6件につきまして、いずれも全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、主な審査の経過について報告いたします。

「議第95号 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について」委員より「この改正によって仕組みがどのように変わるのか伺う」との質問に対し、執行部からは「大規模修繕を行うためには建築確認申請を提出する必要があるが、これまで接道義務や道路内建築制限における既存不適格建築物に対しては確認申請が出せなかった。この改正により、当該既存不適格建築物であっても、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないかを審査し、認定されれば大規模修繕等が可能になる。」と答弁がありました。

「議第96号 安来市空家等の適正管理に関する条例制定について」、委員より「勧告とあるが、該当敷地の固定資産税の住宅用地特例は解除するということか。」との質問に対し、執行部からは「特定空家等に対する措置は指導、勧告、命令という順で進んでいくが、勧告まで至った建物の敷地に対する固定資産税の住宅用地特例は解除される。」と答弁がありました。

続けて委員より「7条の1項には緊急安全措置に要した費用は『措置の権原を有する者に請求する』とあるが、建物の問題を土地の所有者に対して請求することになるのかを伺う。」との質問に対し、執行部からは「土地と建物の所有者が異なっている場合、土地の所有者には建物を撤去する権原や義務はなく、『措置の権原を有するもの』にはあたらないため、緊急安全措置をした場合でも土地の所有者は請求の対象にはならない。」と答弁がありました。

「議第98号」、「議第99号」、「議第101号」及び「議第102号」について、委員からは数件の確認がありましたが、審査に影響する内容ではありませんでした。

以上、地域振興委員長報告といたします。